

市第16号議案

平成23年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第1号）

平成23年度横浜市の中央卸売市場費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,194,715千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

平成23年5月24日提出

横浜市長 林 文子

提案理由

震災対策事業費を補正したいので提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 本場収入		1,731,993	50,000	1,781,993
	4 繰越金	22,471	2,000	24,471
	6 市債	—	48,000	48,000
歳入合計		3,144,715	50,000	3,194,715

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 本 場 費		2,054,013	50,000	2,104,013
	4 施設整備費	—	50,000	50,000
歳 出 合 計		3,144,715	50,000	3,194,715

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本場施設整備費	千円 48,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は平成23会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	% 5.0以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	48,000			